

随意契約理由書

件名	マイクロ波帯無線設備点検業務
契約の相手方	三菱電機株式会社 大阪支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由	
<p>マイクロ波帯無線設備は、市内全域にある水道施設のデータを市内にはりめぐらされたネットワークを利用して 24 時間遠隔監視操作するためのシステム（水道用テレメータ・テレコントロール設備）の主要設備である。</p> <p>本市の水量管理を行う重要な設備であるため、本業務により定期保守点検を行い、性能維持及び故障等の未然防止を図るものである。本業務の履行には製作者のみが所有する当該設備の構造、性能、整備方法についての技術的知識や実績データが必要であるが、製作・納入した三菱電機（株）はメンテナンス業務を行っておらず、上記業者が当該設備保守管理における神戸地区で唯一の代理店である。</p> <p>以上の理由から、本業務の実施が可能であるのは上記業者以外ないため、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局 事業部 浄水管理センター 設備係 (電話番号 341-8994)